平成２１年（フ）第３７０号
北海道釧路郡釧路町睦６丁目２番地１　Ｍ３―315号室
債務者　安藤絵理子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月10日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第２１７４８号
東京都大田区仲六郷１丁目27―５―201
債務者　諸田　俊夫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１８２１号
東京都練馬区大泉学園町７丁目19―17―105
債務者　堤　　京子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９１０号
東京都羽村市緑ヶ丘１丁目２―１　コーポグリューネＡ―102
債務者　遠國　孝治
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９６５号
埼玉県狭山市広瀬台１丁目37―24
債務者　栗原　美輝（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９６９号
神奈川県藤沢市遠藤817―１　市営遠藤第２住宅８棟301
債務者　朝倉百合子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９７１号
千葉県我孫子市泉２―７―308
債務者　誉田　英雄
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９７５号
東京都江戸川区中葛西７丁目10―９　第１コーポ清水202
債務者　菜花　幸枝
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９７７号
東京都大田区北千束１―53―13―202、住民票上の住所東京都大田区西六郷４丁目12―２
債務者　島田　雄一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９７９号
東京都墨田区立花４丁目11―４―101
債務者　大塚　　薫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９８０号
東京都足立区梅田６丁目20―18―２―206
債務者　樋口　正明
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９８３号
東京都立川市高松町２丁目29―５―202
債務者　武信キク子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１９９８号
東京都大田区大森北１丁目15―６―603
債務者　早川　晶二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０１９号
埼玉県川越市大字的場2572―２―907
債務者　住吉　健吾
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２２０３１号
東京都世田谷区駒沢２丁目60―13―302
債務者　田中　誠二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部